

差別などの人権侵害に関する特設法律相談

京都府では、京都弁護士会と連携して、府民の皆様の人権にかかわる次のような差別などの問題について、弁護士がアドバイスする特設法律相談を実施し、問題解決のお手伝いをします。

【秘密厳守・無料】

☆相談の対象者・内容（申込みの際に担当者へお伝えください。）

相談を受けたい方(差別を受けた方など)	内 容
①同和地区関係の方	a 結婚差別
②外国籍の方・国外出身の方 (その子孫の方を含む)	b 就職差別
③LGBTの方	c サービスの利用における差別
④その他	d 特定人に対するヘイトスピーチ(不当な差別的言動)
	e インターネットによる差別
	f その他

※相談を的確に行うため、できるだけ具体的にお伝えください。

相 談 日 程

相談場所	京都府庁 電話075-414-4271 FAX075-414-4268 (毎月第1・3火曜日)	京都府宇治総合庁舎 電 話 0774-21-2049 FAX 0774-21-2106 (毎月第4火曜日)	京都府舞鶴総合庁舎 電 話 0773-62-2500 FAX 0773-63-8495 (毎月第2火曜日)
2017年7月	4 (火) 18 (火)	25 (火)	11 (火)
8月	1 (火) 15 (火)	22 (火)	8 (火)
9月	5 (火) 19 (火)	26 (火)	12 (火)
10月	3 (火) 17 (火)	24 (火)	10 (火)
11月	7 (火) 21 (火)	28 (火)	14 (火)
12月	5 (火) 19 (火)	26 (火)	12 (火)
2018年1月	9 (火) 16 (火)	23 (火)	9 (火)
2月	6 (火) 20 (火)	27 (火)	13 (火)
3月	6 (火) 20 (火)	27 (火)	13 (火)

※ 各相談日の相談人数は4人までです。

相談時間	13:30~16:30 (お一人40分までとさせていただきます)
相談の申し込み	<ul style="list-style-type: none"> 相談には予約が必要です。申込みは各相談場所ごとに、土曜日及び日曜日を除き相談日の3日前（前の週の木曜日。祝日の場合はその直前の開庁日）の午前9時から、前日（月曜日。祝日の場合はその直前の開庁日）の正午まで、電話又はFAX（ファックス）で受付。 電話申込 相談の対象者を上の①～④から、内容を上のa～fから選び、緊急連絡先を、担当者にお伝えください。 FAX(ファックス)申込 相談の対象者を上の①～④から、内容を上のa～fから選び、必ず緊急連絡先もご記入ください。 (FAX受付後、担当者から受付時間をお知らせします。) 申込みは先着順で受け付けます。 当日は、相談を的確に進めるため、相談の内容等を相談票に記入していただきます。受け付けの際にお知らせする時刻に会場までお越しください。 相談員（弁護士）を指定することはできません。 相談員（弁護士）が利益相反と判断した場合は、相談を受けられないことがあります。